

答申第 837 号
諮問第 1496 号

件名：会議状況等報告書に添付された文書・資料の不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県公営企業管理者（以下「処分庁」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 28 年 3 月 31 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、処分庁が同年 4 月 14 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。
最初に、審査請求人が審査請求に及んだ経緯を簡単に記す。

請求人の公開請求にかかる蒲郡市柏原地区の企業用地造成事業について、蒲郡市（以下「市」という。）は平成 27 年 12 月 25 日に市議会全員協議会において、「県企業庁へ開発依頼をしてきたが、企業庁より『採算確保が難しい』旨の文書を受理した」、「一方、市の試算では事業採算が見込めることなどから市が事業主体となって取り組む」と説明した。その後、平成 28 年 2 月市議会に関連する議案を提出し、同市議会においても同様の説明を行ったが、採算性の根拠となる試算については示さなかった。

審査請求人は、「採算確保が難しい」とする県と「採算が見込める」とする市のそれぞれの試算内容を知るため、愛知県企業庁（以下「企業庁」という。）と市に公開請求をした。

その結果、県からは平成 28 年 3 月 23 日に開示があったが、平成 27 年 12 月 10 日に県と市で行った同日付け「会議状況等報告書」（以下「本件報告書」という。）A4 1 枚だけの開示にとどまった。このため、「会議状況等報告書（平成 27 年 12 月 10 日付）に添付された文書・資料一切」を

対象文書として改めて公開請求を行った。

この請求に対し、処分庁は「開示請求に係る行政文書を取得していない」とし、条例第 11 条第 2 項の「開示請求に係る行政文書を管理していないとき」に該当として不開示決定を行った。しかし、この決定は以下の理由で違法不当と考えられる。

当該文書は、市が平成 27 年 12 月に企業庁による事業化を断念し、市独自に事業を開始することを決めた理由となる重要な文書である。

このような重要な決定にかかる文書を企業庁内部で担当課が「会議状況等報告書」という A4 1 枚だけの文書で、会議録も何らの文書・資料も添付せずに作成したとは到底考えることができない。

よって、審査会においては、蒲郡市柏原企業用地造成計画にかかる保存ファイル一式を提出させ、インカメラ審理により添付文書、資料、会議録の存在の有無について確認するようお願いする。

イ 反論書における主張

審査庁である愛知県知事が審査請求人に弁明書を送付したところ、審査請求人から反論書が提出された。その内容は、おおむね次のとおりである。

企業庁は、弁明書で、「課長自らが出席して、相談内容の確認及び返答を行っている。」「企業庁としての最終的な回答をした」と述べている。本件報告書の〈内容〉欄にはそこまでの記述は見当たらないので、それを裏付ける会議録の存在がうかがわれる。

また、「市が企業庁から受理した『採算確保が難しい』旨の文書」についての情報公開請求の非公開処分に対する異議申立てに関して、市から市情報公開審査会に提出した理由書には、市が「公開の可否について県企業庁へ確認をしたところ、非公開の回答を受け」と書かれている。「確実な採算確保は難しい」との結論を示すだけの文書（本件報告書）を非公開とするよう市に回答したのはなぜか。本件報告書に添付文書が存在したからではないか。

審査会において添付文書等の有無について見分を是非お願いする。

3 処分庁の主張要旨

処分庁の主張は、次の理由により本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるので、不開示としたというものである。

(1) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、会議名が「蒲郡堀切地区の検討状況（蒲郡市）」である会議に係る本件報告書に添付された文書及び資料と解した。

(2) 本件請求対象文書の存否について

ア 企業庁は、市から蒲郡堀切地区（以下「本件検討地区」という。）について相談を受けたが、その内容は、企業庁が事業主体として本件検討地区を開発することが可能であるかというものであった。

そこで、企業庁において採算の検討を行った結果、本件検討地区の開発については採算確保が困難であることが判明したため、その旨を平成25年7月に市に回答している。

イ その後、市は、企業庁の採算検討結果を参考に再考を重ね、その都度、本件検討地区の開発についての企業庁への相談を続けた。

ウ そして、平成27年12月10日に行われた会議において、結果として最終となる相談を市から受けたものである。

当該会議では、市試算による各補償費用、用地費用、工事数量等を用いた採算検討資料の提示があったため、その場において内容を確認したところ、依然として採算確保は難しい内容となっていた。

そこで、これ以上市からの相談を継続しても状況が進展しないと判断から、会議の場においてその旨返答し、市もこれを了承した。

エ 前記ウの会議の内容については、本件報告書により、企業庁企業立地部長まで報告がなされている。

オ 審査請求人は、本件審査請求書において、「当該文書は、蒲郡市が昨年12月に県企業庁による事業化を断念し、市独自に事業を開始することを決めた理由となる重要な文書です。このような重要な決定にかかる文書を県企業庁内部で担当課が「会議状況等報告書」というA4 1枚だけの文書で、会議録も何らの文書・資料も添付せずに作成したとは到底考えることができません。」と主張している。

しかし、前記ウの会議には、採算検討を行う担当課である企業庁企業立地部工務調整課の課長自らが出席して、相談内容の確認及び返答を行っている。

また、前記アのとおり、企業庁による本件検討地区の開発の可否については、既に平成25年7月に採算検討を行った上で方針決定をしており、平成27年12月10日の会議を受けて、改めて企業庁として重要な決定をしたものではない。

したがって、企業庁内部での報告に当たっては、市に企業庁としての最終的な回答をした旨を伝えれば足り、また、市の提示した資料は不要と考え、同資料を取得せずとも事務に支障を及ぼすことはなかったことから、取得しなかった。

カ 以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、開示請求に係る行政文書を管理していないことから、不開示（不存在）決定を行ったものである。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、処分庁及び審査請求人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、処分庁が主張するとおり、会議名が「蒲郡堀切地区の検討状況（蒲郡市）」である会議に係る本件報告書に添付された文書及び資料であると解される。

(3) 本件請求対象文書の存否について

ア 当審査会において、処分庁に確認したところ、企業庁が事業主体として本件検討地区を開発することが可能であるか市から相談があり、企業庁としての検討を行った結果、企業庁が開発を決定するために満たさなければならない要件である採算性の確保が確実であることについて、その要件を満たすことが困難であることが判明したため、企業庁内部の方針を決定した上で、平成 25 年 7 月にその旨を市に回答したとのことである。

その後も、市からの相談は続いたが、平成 27 年 12 月 10 日に行われた市との会議において、市試算による採算検討資料の提示があったが、依然として採算性の確保は難しい内容となっていたため、これ以上市からの相談を継続しても状況が進展しないとの判断から、会議の場において、その旨回答したとのことである。

処分庁によると、平成 25 年 7 月に企業庁としての方針を決定済みであり、平成 27 年 12 月 10 日の会議を受けて、改めて企業庁として重要な決定はしておらず、市の提示した資料は不要と考え、同資料を取得せずとも事務に支障を及ぼすことはないと考えたことから、取得しなかったとのことである。

イ 地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 1 条第 2 項の規定により、地方公共団体は主としてその経費を当該事業の経営に伴う収入をもって充てる事業について、条例で定めるところにより、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）の規定の全部等を適用することができることとされており、愛知県公営企業の設置等に関する条例（昭和 55 年愛知県条例第 3 号）第 2 条の規定により、用地造成事業に同法の規定の全

部を適用することとされている。また、同条の規定により適用される同法第 3 条の規定及び同条例第 3 条の規定によって、用地造成事業は常に企業の経済性を発揮することが経営の基本の一つとして定められている。

このことからすると、企業庁が用地造成事業で新たな地区を開発するかどうかの検討に当たっては、採算性が確保できるかどうかを相当に重要な考慮要素になると考えられる。

したがって、本件報告書に係る会議時点においても依然として採算性の確保が困難な状況に変化がなく、改めて企業庁として重要な決定はしていないため、本件報告書に添付する文書を作成する必要はなく、市から提示された資料も取得する必要はなかったことから、本件請求対象文書を作成又は取得していないとする処分庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとはいえず、他に本件請求対象文書の存在をうかがわせる事情も認められない。

ウ 以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるとしたことについての処分庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件請求対象文書の存否については、前記(3)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

会議状況等報告書（平成 27 年 12 月 10 日付）に添付された文書・資料一切
会議名 蒲郡堀切地区の検討状況（蒲郡市）

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
28. 8. 4	諮問
同 日	処分庁からの弁明書の写しを審査庁から受理
28. 9. 23	審査請求人からの反論書の写しを審査庁から受理
28. 12. 20 (第 508 回 審査会)	処分庁の職員から不開示理由等を聴取
29. 4. 10 (第 517 回 審査会)	審議
29. 6. 20 (第 523 回 審査会)	審議
29. 7. 31	答申